**保安機関の変更届・廃止届**

**「保安機関変更届」**

関係法令等　法第３５条の４、規則第４１条

◎　広域振興局等から認定を受けた保安機関は、法第２９条第２項各号に規定する以下の事項を変更したときは、遅滞なく、認定を行った広域振興局等に届け出なければなりません。

（１）保安機関として認定を受けた者の氏名・名称・住所、法人の場合は代表者　　の氏名

（２）保安業務を行う事業所の所在地

◎　必要書類

１　保安機関変更届書（様式第２０）

２　欠格事項非該当誓約書

３　定款及び登記事項証明書（法人の場合）

４　緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う事業所の所在地変更の場合）

**「保安業務廃止届」**

関係法令等　法第３５条の４、規則第２６条

◎　保安機関は、保安業務を廃止したときは、遅滞なく、認定を行った広域振興局等に届け出なければなりません。

◎　必要書類

保安業務廃止届書（様式第２５）